

保護林制度の概要

国有林野事業においては、大正4年に保護林制度を発足させて以来、保護林は貴重な動植物の保護や学術研究等の面で重要な役割を担い、先駆的な自然環境の保全制度として機能してきたところであるが、平成元年度に保護林をその目的に応じて7種類に再編・区分し、それぞれの設定目的に応じた管理を行うこととした。

九州森林管理局においては、平成23年4月1日現在、森林生態系保護地域など、95箇所、約5万5千haの保護林を設定している。
(単位：千ha)

種類	目的	設定の基準	施業方法 (取扱い方針)	箇所数	面積:ha(千ha)	備考
1 森林生態系保護地域	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	次の各号のいずれかに該当するもののうち、特に保護を必要とする地域。 我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域であって、原則として1,000ha以上の規模を有するもの その地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林の区域であって、原則として500ha以上の規模を有するもの	保存地区は原則として、人手を加えず自然の推移に委ねる。 保全利用地区は森林レクリエーションの場として活用が行える。	5 (29)	34,963 (641)	祖母山・傾山・大崩山周辺 西表島 屋久島 稲生岳周辺 綾
2 森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。	我が国の、自然生態系の類型を代表し、かつ自然状態が十分保存された天然林を主体とした森林で、原則として1,000ha程度以上の規模を目安とするもののうち、特に保護を必要とする地域。	生物遺伝資源の保存のため、森林管理局長が設定委員会の意見を聞いて定める。	3 (12)	13,570 (35)	九州中央山地 高隈山 霧島山
3 林木遺伝資源保存林	主要林業樹種及び希少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。	保存対象樹種の天然分布地の天然林(特に必要がある場合は人工林)で、原則として保存対象樹種ごとに繁殖力の旺盛な個体を集団的に100本程度以上含み、5ha程度以上の面積を有するもののうち、特に保護を必要とする地域。	枯損木及び被害木の除去を中心とし、保存対象種の安定的な存続を図る。	36 (325)	1,931 (9)	英彦山 浮岳 豆酸龍良山 小石原 紫尾山 外

種類	目的	設定の基準	施業方法	所数	面積:ha(千ha)	備考
4 植物群落保護林	我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	1～3の保護林の区域以外の地域であって、次に掲げる基準を満たすもののうち、特に保護を必要とする区域。 希少化している植物群落が存する地域 全国的には比較的一般的な植物群落であるが、分布限界等に位置する植物群落が存する地域 湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立している植物群落が存する地域 歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた巨木等が存する地域 その他保護が必要と認められる植物群落及び個体が存する地域	極相：原則として人手を加えず自然の推移に委ねる。 遷移の途中相：現状維持に必要な施業。	39 (366)	3274 (157)	英彦山・鶯脊振山行者スギ白髪岳種子島外
5 特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	1～4の保護林の区域以外の地域であって、次の基準を満たすもののうち、特定の動物の繁殖又は生息のために、特にその保護を必要とする区域。 希少化している動物の繁殖地又は生息地 他に見られない集団的な動物の繁殖地又は生息地 その他保護が必要と認められる動物の繁殖地又は生息地	保護対象の動物の生態特性を踏まえ、繁殖地生息地としての保護に必要な施業。	3 (38)	299 (22)	御岳内大臣市房
6 特定地理等保護林(九州局無し)	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	1～5の保護林の区域以外の地域であって、特異な地形、地質等を有するもののうち、特にその保護を必要とする区域。	原則として施業は行わない。	- (34)	- (35)	
7 郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し併せて地域の振興に資する。	地域の象徴としての意義を有し、地元市町村から保全の要請のある森林で、次の条件を満たすと認められる場合。 木材産業、農林業等地域の産業との調整が図られていること 郷土の森保存協定が締結され、国有林野の管理経営上支障がないこと	自然維持又は現状維持を基本とし、森林管理局長と地元市町村長が協議し定める。	9 (35)	483 (4)	福連木十層妻てるは外
合 計				95 (840)	54520 (903)	

(注) 1.平成23年4月1日現在の数値である。

2.「()」は、全国の平成23年4月1日現在の数値である。

3.計の不一致は四捨五入による。